

平成23年度末までに適用期限が到来する農林水産関係の租税特別措置等

No	税 目	項 目
1	所得税	山林所得に係る森林計画特別控除 (租税特別措置法第30条の2)
※ 2	法人税	中小企業等の貸倒引当金の特例 (措法第57条の10、第68条の59)
3	所得税 法人税	試験研究を行った場合の税額の特別控除 (租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9)
※ 4	所得税 法人税	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は特別控除 ①バイオマスエタノール製造設備 ②木質バイオマス発電装置 ③木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置 ④木質バイオマス利用加温装置 (租税特別措置法第10条の2の2、第42条の5、第68条の10)
5	所得税 法人税	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (租税特別措置法第10条の3、第42条の6、第68条の11)
※ 6	所得税 法人税	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(特定農産 加工業経営改善臨時措置法) (租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12)
※ 7	所得税 法人税	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(中小企業 者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律) (租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12)
8	所得税 法人税	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は税額の 特別控除 (租税特別措置法第10条の5、第42条の10、第68条の14)
※ 9	所得税 法人税	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 に規定する集積区域における集積産業用資産の特別償却 (措法第11条の4、第44条の2、第68条の20)
10	所得税 法人税	沖縄振興特別措置法に基づく経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機 械等の割増償却 (租税特別措置法第13条の3、第46条、第68条の30)
11	登録免許税	旧自作農創設特別措置法等の規定に基づく売渡し等に係る土地の所有権の移転 登記等の非課税 (農地法施行法第22条第2項)
12	登録免許税	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再 構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減 (租税特別措置法第80条、第81条)

13	登録免許税	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に規定する認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減 (租税特別措置法第80条の2)
14	石油石炭税	農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例 (租税特別措置法第90条の4、第90条の6)
15	軽油引取税	軽油引取税の課税免除の特例 (地方税法附則第12条の2の4)
16	不動産取得税	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定事業再構築計画等に従って認定事業者が事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた場合の税額控除 (地方税法附則第11条の4第4項)
17	固定資産税 都市計画税	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例 (地方税法附則第15条第31項)
18	固定資産税 都市計画税	公害防止関連施設(汚水等処理施設)の固定資産税の課税標準の特例 (地方税法附則第15条第2項)
19	固定資産税 都市計画税	廃棄物再生処理設備(食品循環資源再生処理装置)の固定資産税の課税標準の特例措置 (地方税法附則第15条第11項)
20	固定資産税 都市計画税	農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税等の特例(農地に対する負担調整) (地方税法附則第19条、第26条)

※印の項目は、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、適用期限が平成24年3月31日までとされているものです。